住所　東京都渋谷区初台１丁目12番９号
尹亞希子　昭和59年９月12日生
住所　東京都台東区千束４丁目５番４号
金龍秀　昭和58年12月20日生
住所　愛知県海部郡大治町大字西條字附田11番地１
朴貴与孝　昭和47年８月２日生
住所　名古屋市中川区十番町２丁目15番地
金英子　昭和51年４月７日生
住所　愛知県小牧市小牧１丁目254番地
リュウジ・アバド・モチヅキ　平成17年12月１日生
住所　東京都練馬区石神井台３丁目27番16―403号
タン・ビサイ　昭和54年９月16日生
住所　さいたま市中央区上落合５丁目14番18号
朴根順　昭和24年７月３日生
住所　埼玉県秩父市山田2672番地９
楊雅佳　平成３年５月11日生
住所　埼玉県草加市西町204番地
李錦美　昭和55年８月３日生
住所　島根県邑智郡美郷町浜原159番地５
朴智子　昭和56年７月26日生
住所　横浜市金沢区能見台東13番１―404号
韓梨奈　平成４年３月５日生
住所　横浜市南区三春台130番地
金洋子　昭和35年８月８日生
住所　横浜市港南区日野８丁目30番26号
田慶吉　昭和51年８月16日生
住所　横浜市南区六ツ川２丁目138番地４
徐亞希子　昭和59年１月17日生
住所　川崎市高津区溝口２丁目17番２号
孫佳世　昭和59年１月16日生
住所　川崎市高津区千年302番地
張英**沐**　昭和48年５月８日生
住所　相模原市緑区大島3049番地
崔祐彰　昭和61年４月２日生
住所　横浜市神奈川区西神奈川１丁目６番地15
方紗祐梨　昭和61年２月28日生
住所　横浜市神奈川区西神奈川１丁目６番地15
方未瑞穂　昭和63年６月４日生
住所　岡山市北区青江５丁目９番10号
徐命順　昭和８年４月14日生
関朋弘　昭和50年11月４日生
住所　神戸市須磨区寺田町２丁目５番18号
金**両**道　昭和59年５月22日生
金啓介　昭和62年１月26日生
住所　兵庫県三田市学園８丁目７番地２
韓寶映　昭和30年８月20日生
住所　京都市右京区梅津徳丸町17番地19
朴春子　昭和15年４月15日生
田明子　昭和40年11月23日生
田實　昭和42年９月２日生
住所　京都市右京区鳴滝蓮花寺町６番地40
朴六子　昭和18年１月31日生
櫨香　昭和44年２月17日生
住所　京都市北区上賀茂**榊**谷町15番地
櫨寧之　昭和47年３月２日生
住所　京都市右京区梅津尻溝町８番地30
袁健二　昭和48年11月２日生
住所　京都府長岡京市金ケ原北裏11番地18
全奈津芽　昭和59年８月28日生
全亞月　昭和61年12月３日生
全彰吾　平成２年10月16日生
住所　京都市右京区西京極畔勝町63番地
許勉　昭和57年９月９日生
住所　京都府舞鶴市田園町２丁目58番地
金由美　昭和41年３月16日生

○外務省告示第三十三号

平成二十四年十一月二日に東京で、ワーキング・ホリデー制度に関する次の口上書の交換がノルウェー王国政府との間で行われ、同口上書にいう措置は、平成二十五年二月一日から実施される。

平成二十五年一月三十一日

外務大臣　岸田　文雄

（日本国外務省から在本邦ノルウェー王国大使館宛ての口上書）

欧西欧第四一二一号

口上書

日本国外務省は、在本邦ノルウェー王国大使館に敬意を表するとともに、日本国政府が、日本国とノルウェー王国との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、日本国とノルウェー王国との間の相互理解を促進するためノルウェー王国民、特にノルウェー王国の青少年に対し日本国の文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、ノルウェー王国民が長期にわたり主として休暇を過ごすために日本国に入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、ノルウェー王国民の日本国への入国に関し、二千十三年二月一日から日本国の関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同大使館に通報する光栄を有する。

1　日本国政府は、次の要件の全てを満たすノルウェー王国民からの申請に対し、発給日から三箇月間有効なワーキング・ホリデー査証を発給する。

(i)　前記の査証の申請時にノルウェー王国に居住するノルウェー王国民であること。

(ii)　入国の日から一年を超えない期間日本国において主として休暇を過ごす意図を有すること。

(iii)　前記の査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。

(iv)　被扶養者を同伴しないこと（被扶養者が前記又はその他の査証を有する場合を除く。）。

(v)　有効なノルウェー王国旅券を所持し、かつ、帰国のための旅行切符又はこのような切符を購入するための十分な資金のいずれかを所持すること。

(vi)　日本国における滞在の当初の期間に生計を維持するための十分な資金を所持すること。

(vii)　滞在終了時に日本国を出国する意図を有すること。

(viii)　以前に前記の査証の発給を受けていないこと。

(ix)　十分な健康保険に加入していること及び健康であること。

2　1にいう査証の申請は、この制度に特有の手続に従い、在ノルウェー王国日本国大使館に対して提出されることが必要とされる。申請者は、必要なときは、資格決定のため、同大使館の代表者による面接を受ける。

3　申請者は、日本語の知識の欠如のみを理由として1にいう査証の発給を拒否されない。

4　日本国政府は、1にいう査証を有するノルウェー王国民に対し、入国の日から最長一年の期間日本国に滞在する許可を与える。ノルウェー王国民は、許可された期間を超えて滞在を延長すること及びその滞在期間中に滞在資格を変更することは認められない。

5　この制度に参加するノルウェー王国民は、日本国における滞在期間中に、旅行資金を補うために休暇に付随的な就労を行うことができる。

6　日本国政府は、この制度により日本国に入国したノルウェー王国民が日本国の法令を遵守し、かつ、この制度の目的に反する仕事に従事しないことを要請する。

7　この制度に参加するノルウェー王国民は、日本国の関係法令の範囲内で、日本国の文化及び一般的な生活様式を学ぶ目的のため、短期間の語学講座又は類似の講座に参加することができる。

8　日本国政府は、公安、公の秩序、公衆衛生又は出入国管理上の危険性を理由として前記の諸措置の全部又は一部を一時的に停止することができる。このような停止は、ノルウェー王国政府に対し、外交上の経路を通じて直ちに通告される。

9　日本国政府は、ノルウェー王国政府に対し、書面による三箇月の予告をもって前記の諸措置を終了させることができる。

日本国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在本邦ノルウェー王国大使館に向かって敬意を表する。

二十二年十一月二日に東京で

（在本邦ノルウェー王国大使館から日本国外務省宛ての口上書）

No.31／12

（訳文）

口上書

在本邦ノルウェー王国大使館は、日本国外務省に敬意を表するとともに、ノルウェー王国政府が、ノルウェー王国と日本国との間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、ノルウェー王国と日本国との間の相互理解を促進するため日本国民、特に日本国の青少年に対しノルウェー王国の文化及び一般的な生活様式を経験するための一層広範な機会を提供することを希望し、また、日本国民が長期にわたり主として休暇を過ごすためにノルウェー王国に入国し、かつ、旅行資金を補うために休暇の付随的側面として仕事に従事することを可能にする目的を有するワーキング・ホリデーのための制度を設けることを希望して、日本国民のノルウェー王国への入国に関し、二千十三年二月一日からノルウェー王国の関係法令の範囲内で相互主義に基づき次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。